

# 栃木県歯科保健推進協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 本県における歯科保健対策の総合的な推進に当たり、関係者相互の連携や情報交換を進め、歯科保健対策の効率的かつ多様な取組を促進し、もって本県の歯科保健の向上を図ることを目的として「栃木県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 歯科保健対策の推進に関すること
- (2) 歯科保健計画に関すること
- (3) 歯科保健推進のための関係団体の情報収集
- (4) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価
- (5) 歯科医療提供体制等構築推進に関すること
- (6) その他必要と認める事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。

- (1) 歯科保健対策に関する関係者
- (2) その他歯科保健対策に係る関係者

3 委員の任期は3年とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

**第4条** 協議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主催し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、協議事項に応じて一部の委員を指名し招集することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 会議は原則公開とする。

(部会)

**第6条** 協議会の検討事項を効果的に行うため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営等については、部会ごとに別に決める。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部健康長寿推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30(2018)年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元(2019)年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7(2025)年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年4月1日から施行する。

## 栃木県歯科保健推進協議会構成委員

(協議会)

| No. | 所 属             | 備 考         |
|-----|-----------------|-------------|
| 1   | 栃木県歯科医師会        | 代表          |
| 2   | 栃木県歯科医師会 地域保健担当 |             |
| 3   | 栃木県歯科医師会 学校保健担当 |             |
| 4   | 栃木県医師会          |             |
| 5   | 栃木県歯科衛生士会       | 代表          |
| 6   | 栃木県歯科技工士会       |             |
| 7   | 栃木県老人福祉施設協議会    | 高齢者関係団体     |
| 8   | 栃木県保育協議会        | 幼稚園・保育所関係団体 |
| 9   | 栃木県町村会          | 町村関係        |
| 1 0 | 栃木県市町保健師業務研究会   | 市町村関係       |
| 1 1 | 宇都宮市            | 中核市         |
| 1 2 | 栃木産業保健総合支援センター  | 産業職域関係      |
| 1 3 | 栃木県栄養士会         | 食育・栄養関係     |
| 1 4 | 栃木県食生活改善推進員協議会  | 食育関係        |
| 1 5 | 衛生福祉大学校歯科技術学部長  | 学識経験者       |